

令和 6 年度

市町村保健・福祉主管課長会議資料

【健康国保課】

- 1 生涯を通じた健康づくりの推進について
- 2 東日本大震災津波等の経験を踏まえた保健活動について
- 3 地域保健活動推進のための人材の育成について
- 4 難病対策について
- 5 骨髄バンクへの登録促進及び骨髄ドナーへの支援について
- 6 献血の推進について
- 7 患者のための薬局ビジョンの推進について
- 8 医療保険制度の安定的な運営の確保・推進について

令和 6 年 5 月 14 日

1 生涯を通じた健康づくりの推進について

「いわて県民計画（2019～2028）」においては、県民の幸福に大きく関わる「健康」が10の政策項目の最初に位置づけられ、第2期アクションプランにおいても「健康寿命（平均自立期間）」及び「がん、心疾患及び脳血管疾患で死亡する人数（10万人当たり）」をいわて幸福関連指標とし、目標達成に向けて「生涯を通じた健康づくり」の取組を推進しているところ。令和6年度においては、令和6年3月に策定した健康いわて21プラン（第3次）及びイー歯トープ8020プラン（第2次）に基づき、次の事項を重点的に進める。

- (1) 生活習慣病の発症予防と重症化予防の推進
- (2) 健康経営の推進
- (3) 歯・口腔の健康づくりの推進

◆健康いわて21プラン（第3次）全体目標

健康寿命の延伸（年）※平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加

⇒ 目標値：（健康寿命の増加分）／（平均寿命の増加分）＞1

脳血管疾患年齢調整死亡率の全国との格差の縮小 ※全国の減少率を上回る減少

⇒ 目標値：（県の減少率）／（全国の減少率）＞1

(1) 健康いわて21プラン（第3次）及びイー歯トープ8020プラン（第2次）の推進

- ・ 令和6年3月に策定した健康いわて21プラン（第3次）及びイー歯トープ8020プラン（第2次）に基づき、各プランに掲げる各取組の推進を図る。

(2) 県民生活習慣実態調査及び国民健康・栄養調査の実施について

- ・ 健康いわて21プラン（第3次）のベースライン値等の基礎資料を得るため当該調査を実施。

(3) 生活習慣病の発症予防と重症化予防の推進

① 循環器病等の予防対策の推進〈循環器病等予防緊急対策事業〉

ア 「見える化」による野菜摂取量促進事業（仮）の実施 新規

- ・ 皮膚カロテノイド量測定装置「ベジメータ®」を活用し、野菜摂取状況を数値化させることで、野菜摂取不足への気づきを促し、望ましい食生活に向けた行動変容につなげる。

イ マスメディアを活用した機運醸成・広報事業

- ・ 「いわて健康情報ポータルサイト」（R5.3～）による情報発信のほか、新聞広告等を活用した地域や事業所における健康づくり好事例等の周知

ウ 健康的な食事推進のための人材育成・食環境整備事業

具体的推進方策指標

※「健康的な食事推進マスターによる支援及び指導回数」

現状値(R3) - 回 ⇒ 目標値(R8) 1,280回

- ・ 「健康的な食事推進マスター」（管理栄養士、保健師等）による内臓脂肪減少のための食事や正しい知識の普及及び食生活改善推進員を核とした健康的な食事の地域普及を実施

- ・ 主食・主菜・副菜を揃えたバランスよい食事をサポートするため、健康的な総菜等が気軽に購入できる環境の整備（委託）

エ 血圧管理サポート事業

- ・ 県内事業所との連携による、事業所従業員を対象とした働き盛り世代の血圧管理への支援実施

オ 岩手県脳卒中予防県民会議の会員拡大と全県への取組波及

具体的推進方策指標

※「脳卒中予防県民会議の会員数」 現状値(R3) 662 団体 ⇒ 目標値(R8) 812 団体

- ・ 岩手県脳卒中予防県民会議（平成 26 年 7 月設立）への参画会員（R6 年 3 月末現在 720 団体）の拡大による会員の自主的な取組の推進、県民大会の開催
- ・ 保健所を通じた参画企業の掘り起こし

カ 健康づくり施策等の展開

- ・ 歩行数の増加等に向けて、誰もが安全に楽しく歩ける地域のウォーキングコースを募集（～9 月下旬頃）

② 受動喫煙防止対策、禁煙支援等

ア 受動喫煙防止対策の推進

- ・ 望まない受動喫煙を防止するため、健康増進法に基づく受動喫煙防止措置の徹底

イ 禁煙支援等喫煙対策の推進

- ・ 市町村・学校・企業等における禁煙・防煙リーダー研修会の開催、禁煙支援マスター（保健所長）等による禁煙・防煙教室の開催及び地域における喫煙ストップキャンペーンの実施（喫煙ストップ大作戦促進事業）

③ 特定健診及びがん検診受診率の向上

具体的推進方策指標

「特定健康診査受診率」 現状値(R2) 55.7%→目標値(R7) 70.0%

「がん精密検査受診率」 胃がん 現状値(R1) 88.9%→目標値(R6) 90.0%

肺がん 現状値(R1) 90.3%→目標値(R6) 90.3%

大腸がん 現状値(R1) 83.4%→目標値(R6) 90.0%

子宮頸がん 現状値(R1) 91.6%→目標値(R6) 91.6%

乳がん 現状値(R1) 95.6%→目標値(R6) 95.6%

ア 特定健診・特定保健指導従事者（医師、保健師、管理栄養士、事務担当者等）研修会（一定の研修）の開催

イ 岩手県生活習慣病検診等管理指導協議会の各がん部会（胃がん、子宮がん、肺がん、乳がん、大腸がん）において、県内市町村が実施するがん検診の精度管理、指導・助言を実施

ウ 県と企業等が「がん検診受診率向上プロジェクト」協定を締結し、受診勧奨リーフレットの共同作成・配布等の取組を実施

エ 検診受診率及び特定保健指導実施率の向上に向けた実践支援

- ・ 県内市町村における先進事例・優良事例の紹介や横展開等への支援など

④ 糖尿病性腎症重症化予防対策の推進

岩手県糖尿病性腎症重症化予防プログラムの効果的推進のための検討会の開催、市町村職員を対象とした研修開催等の市町村支援の実施

⑤ 慢性腎臓病（CKD）対策

人工透析導入の主原因である糖尿病性腎症の重症化予防の取組の効果的な推進に向けて、慢性腎臓病（CKD）対策の強化を図るため、医療関係者等で構成する協議会を開催

⑥ ビッグデータを活用した健康づくり施策の推進

ア 健康・医療・介護データを連結したデータについて、保険者間比較や俯瞰的分析の結果を市町村等に提供し、地域の健康課題の「見える化」を進め、市町村が行う健康づくりの取組を支援

イ 専門家の協力のもと分析手法の充実を図るとともに、分析結果が保健指導等に有効に活用されるようデータ活用人材の育成に係る支援や、「いわて健康情報ポータルサイト」を活用した県民への情報発信を実施

(4) 健康経営の推進

いわて県民計画（2019～2028）第2期アクションプランにおいて、働き盛り世代の健康づくりに関連する指標を具体的推進方策指標※とし取組を継続。

① 健康経営の取組の推進

具体的推進方策 指標

※「いわて健康経営認定事業所数」 現状値(R3) 352 事業者 ⇒ 目標値(R8) 1,036 事業者

ア 健康経営認定事業所（R6年度認定620社）に対し、関係団体等と連携した支援（出前講座、アドバイザーの派遣等）の実施

イ 健康経営認定事業所の増加に向けた取組

ウ 健康経営アワードの継続実施、応募事業所の増加に向けた周知・広報

(5) 歯・口腔の健康づくりの推進

① 口腔の望ましい生活習慣定着支援

ア 保護者や実施する施設等の職員を含む関係者間の合意形成を踏まえた保育所・幼稚園及び学校におけるフッ化物応用（フッ化物洗口、フッ化物配合歯磨剤など）などへの取組支援

フッ化物洗口推進に向けた、フッ化物洗口マニュアルの普及、保健所担当者研修会及び学校等の関係者研修会等の開催

イ 20歳、30歳を含めた歯周疾患検診の実施や妊産婦歯科健診の受診率向上など成人期及び高齢期における歯科健診の推進

ウ 大規模災害に備え、令和元年度に策定した「災害時歯科保健医療救護マニュアル」を用いた研修会の開催、訓練の実施等による災害時における対応力の向上

市町村の 取組事項	○ 受動喫煙防止対策、禁煙支援等関係 ・ 市町村における受動喫煙防止対策の積極的な推進 ○ 特定健診等受診率及び特定保健指導実施率の向上関係 ・ 受診勧奨、受診環境向上、従事者の能力向上等の取組の実施 ○ 糖尿病性腎症重症化予防対策の推進関係 ・ 糖尿病性腎症重症化予防プログラムの実践 ○ 口腔の望ましい生活習慣定着支援 ・ 乳幼児、児童・生徒などのむし歯予防への取組 ・ 成人期及び高齢期における歯科健診機会の提供
市町村に協力を依頼する事項	○ 健康いわて 21 プラン(第3次)及びイー歯トープ 8020 プラン(第2次)の推進 ・ 各プランに係る各種照会等への協力 ○ 循環器病等の予防対策の推進関係 ・ 野菜摂取量促進事業(仮)の周知及び実施に係る協力 ・ 健康的な食事推進マスター(保健師、栄養士等)による支援、指導に係る協力 ・ 脳卒中予防県民会議への参加促進及び周知 ・ 地域のウォーキングマップ募集の周知、応募への協力 ○ 受動喫煙防止対策、禁煙支援等関係 ・ ポスター・リーフレット等の配布、普及啓発の実施 ・ 禁煙・防煙リーダー研修会への参加 ○ 特定健診等受診率の向上関係 ・ 特定健診・特定保健指導従事者研修会への参加 ○ 糖尿病性腎症重症化予防プログラムの推進関係 ・ 糖尿病性腎症重症化予防対策研修会への参加及び研修内容の実践 ○ 口腔の望ましい生活習慣定着支援関係 ・ 保護者や実施する施設等の職員を含む関係者間の合意形成を踏まえた保育所・幼稚園及び学校における集団フッ化物洗口の導入及び継続支援等 ○ ビッグデータを活用した健康づくり施策の推進関係 ・ 医療レセプト等データの提供(市町村国保) ・ 市町村へ還元する分析結果の健康づくり施策への活用 ○ 健康経営の取組の推進関係 ・ 健康経営セミナーへの参加

【参考】

保健所の取組事項	○ 健康いわて 21 プラン(第3次)及びイー歯トープ 8020 プラン(第2次)の推進 ・ 県計画及び圏域計画の取組推進 ・ 地域・職域連携推進事業による地域協議会等を活用した地域課題の共有、先進事例等の紹介や横展開等による市町村の取組支援 ○ 循環器病等の予防対策の推進関係 ・ 野菜摂取量促進事業(仮)の周知及び実施 ・ 食生活改善キャンペーン事業 ・ 健康的な食事推進マスター育成研修等の実施 ・ 食生活改善推進員を核とした健康的な食事の地域普及活動支援 ○ 受動喫煙防止対策、禁煙支援等関係 ・ 受動喫煙防止に関する相談対応 ・ ポスター・リーフレット等の配布、普及啓発の実施 ・ 施設管理者等を対象とした説明会等の実施 ・ 市町村・学校・企業等における禁煙・防煙リーダー研修会の開催 ・ 禁煙支援マスター(保健所長)等による禁煙・防煙教室の開催
----------	---

	・ 地域における喫煙ストップキャンペーンの実施 ○ 糖尿病性腎症重症化予防対策の推進関係 ・ 市町村事業の平準化（抽出基準、様式統一等）に向けた支援 ・ 三師会（医師会、歯科医師会、薬剤師会）と市町村との連携調整 ○ 口腔の望ましい生活習慣定着支援関係 ・ 口腔の健康づくり推進事業におけるフッ化物洗口の実施強化 ○ 健康経営の取組の推進関係 ・ 認定事業所及びアワード応募事業所の増加に向けた取組の推進 ・ 企業等への出前講座の実施
保 健 所 に 協 力を 依 頼 す る 事 項	○ 循環器病等の予防対策の推進関係 ・ 「いわて健康情報ポータルサイト」やマスメディアで情報提供可能なマテリアルや取組事例の提供 ・ 血圧管理サポート事業に係る周知 ・ 脳卒中予防県民会議会員拡大に係る周知、参画企業等への情報提供 ・ 脳卒中予防県民大会の周知及び参加促進 ・ 市町村に対する優良事例の情報提供や取組の助言 ・ 地域のウォーキングマップの募集、市町村や県民への周知 ○ 健康経営の取組の推進関係 ・ 健康経営セミナーへの参加 ・ 健康経営宣言企業、認定事業所の掘り起こし、取組支援 ○ 糖尿病性腎症重症化予防対策の推進関係 ・ 県研修会への参加 ○ 口腔の望ましい生活習慣定着支援関係 ・ 保健所担当者研修会及び学校等の関係者研修会等への参加
環 境 保 健 研 究 セ ン タ ー の 取 組 事 項	○ 健康いわて 21 プラン(第3次)及びイー歯トープ 8020 プラン（第2次）の推進 ・ 各プランの推進に係る各種調査・分析作業 ○ 特定健診等受診率の向上関係 ・ 特定健診・特定保健指導従事者研修会の開催（受診率向上等に向けた内容の充実） ○ ビッグデータを活用した健康づくり施策の推進関係 ・ 各種統計データ分析やいわて健康データウェアハウスの運用及び周知還元
環 境 保 健 研 究 セ ン タ ー に 協 力を 依 頼 す る 事 項	○ 健康いわて 21 プラン(第3次)及びイー歯トープ 8020 プラン（第2次）の推進 ・ 県民生活習慣実態調査の集計及び分析作業 ○ 循環器病等の予防対策の推進関係 ・ 各種研修を通じた「健康的な食事」実践のための指導者育成（保健師、栄養士等） ・ 脳卒中予防県民会議への参加促進及び周知

2 東日本大震災津波等の経験を踏まえた保健活動について

東日本大震災津波や台風災害による被災者の健康の保持増進のため、市町村が実施する被災者への保健活動を支援するとともに、被災地における保健活動の円滑な実施に向けた保健師、栄養士等の人材の育成等に係る支援を行う。

また、これまでの自然災害や令和6年1月に発生した能登半島地震への対応経験を踏まえて、平時から健康危機管理体制の強化を図る。

(1) 東日本大震災津波等に係る被災地の保健活動への支援

ア 市町村が実施する被災者への保健活動の支援

被災地の健康課題、健康支援対策の検討及び情報共有等

イ 被災地における保健師、栄養士等の人材育成

保健師、栄養士等の資質向上のための研修会の開催

(2) 平時からの健康危機管理体制の強化

ア 災害発生時対応人材の育成

保健活動チームを構成する保健師、栄養士、連絡調整要員、運転要員等を対象に資質向上を図るため「災害発生時対応研修会」を開催する。

イ 市町村・保健所・県健康国保課のネットワーク構築

災害発生時に迅速に情報伝達が行われ適切に対応できるよう「統括保健師等（統括的な役割の者を含む）連絡会議・研修会」及び「保健所別統括保健師連絡会」により平時から連携体制の強化を図る。

市町村の取組事項	○ 被災者の健康状態の把握と関係機関との情報共有 ○ 市町村の実情に応じた被災者への健康支援活動の実施
市町村に協力を依頼する事項	○ 保健所が所管する健康管理機器を活用した被災者等の健康づくりへの支援 ○ 災害発生時対応研修会への参加 ○ 統括保健師等連絡会議・研修会、保健所別連絡会への参加 ○ 大規模災害発生時の保健活動チーム派遣への協力

【参考】

保健所の取組事項	○ 管内の市町村の実情に応じた被災者の健康支援に対する支援と管内の被災者の健康課題や取組状況等についての情報提供 ○ 人材の資質向上のための圏域別新人保健師研修会の実施
----------	---

3 地域保健活動推進のための人材の育成について

多様化、複雑化する健康課題に的確に対応するため、地域保健活動の中核的な役割を担う保健師及び栄養士等の人材育成や資質向上に取り組む。

また、「岩手県保健師人材育成指針（改訂）」により、県及び市町村保健師の人材育成体系の構築及び現任教育の充実を図る。

(1) 地域保健活動を担う保健師及び栄養士等の研修計画

研修内容等	研修対象
新人保健師研修会	採用後概ね3年目以内の保健師
新人保健師指導担当者研修会	新任期保健師の指導担当保健師
中堅期保健師研修会	採用後概ね4年目から20年目以内の保健師
中堅期保健師コンサルテーション事業	
管理期保健師研修会	採用後概ね21年目以降の保健師
統括保健師等連絡会議・研修会	統括保健師等
新人行政栄養士研修会	採用後概ね5年目以内の行政栄養士
行政栄養士研修会	行政栄養士

(2) 歯科保健従事者研修会

ア 行政歯科保健従事者研修会

イ 歯科保健医療従事者研修会（各圏域）

市町村に協力を依頼する事項	○ 県が実施する研修会への対象となる保健師及び栄養士等の参加 ○ 行政歯科保健従事者研修会及び歯科保健医療従事者研修会への市町村歯科保健担当者の参加 ○ 「岩手県保健師人材育成指針（改訂）」に基づいた、キャリアラダーを活用した能力向上や人材育成の取組の推進 ○ 統括保健師の配置と役割の遂行
---------------	--

【参考】

保健所の取組事項	○ 地域保健活動を担う人材の資質向上のための研修の実施 ○ 新任保健師等の資質向上のための圏域別新人保健師研修会の実施 ○ 統括保健師の連携や地域課題の共有を目的とした保健所別統括保健師連絡会の実施 ○ 「岩手県保健師人材育成指針（改訂）」に基づいた、キャリアラダーを活用した能力向上や人材育成の取組
保健所に協力を依頼する事項	○ 県が実施する研修会への対象となる保健師及び栄養士の参加
環境保健研究センターの取組事項	○ 地域において健康支援を行う人材の資質向上のための新人保健師等研修会の企画及び運営

4 難病対策について

難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保及び難病の患者の療養生活の質の維持向上を図るため、平成 27 年 1 月 1 日に施行された難病法に基づく難病医療費助成制度の適切かつ効率的な運用、難病相談支援センターにおける相談対応、在宅療養生活に係る支援、難病医療提供体制の整備などに引き続き取り組む。

【難病医療費助成制度受給者数等の状況】 ※令和 6 年 3 月末現在

○受給者数：10,190 人 ○対象疾病：338 疾病

○難病指定医数：1,363 人 ○指定医療機関数：1,274 施設

※ 対象疾病は、令和 6 年 4 月 1 日から 3 疾病が追加され合計 341 疾病に変更

(1) 難病医療費助成制度の適切な運用

- ・ 特定医療費（指定難病）新規支給認定、更新業務への適切な対応
- ・ 難病指定医及び難病医療機関の指定・更新への対応

市町村に協力を依頼する事項	○ 制度内容等の住民への周知
---------------	----------------

【参考】

保健所の取組事項	○ 特定医療費（指定難病）に係る申請受理事務等の実施 ○ 制度内容等について、患者及び医療機関からの相談・問合せへの対応や周知等
----------	---

(2) 難病患者の支援

- ① 難病医療従事者研修会、実務者連絡会議等で、関係機関の連携体制を共有し、強化を図ることにより、難病患者が適時に適切な医療を受けられる体制を構築
- ② 保健所において難病対策地域協議会など地域の実情に応じた方法により地域課題の抽出や対応方策の検討を行うとともに、各地域の課題等を基に難病施策の推進等について検討する難病対策連携会議を定期的開催
- ③ 在宅難病患者の療養生活支援等を実施（難病患者地域支援ネットワーク事業）
- ④ 難病相談支援センターによる難病患者や家族の日常生活における相談・支援等の実施
- ⑤ 在宅難病患者の介護者の休息のための一時的な入院施設への受入の支援等の実施（在宅難病患者一時入院事業）

市町村に協力を依頼する事項	○ 難病対策地域協議会への参加 ○ 難病患者及びその団体等主催の会議・催事等において、市町村運営の施設を使用する際の使用料の減免 ○ 難病患者への障害福祉サービス等の推進・拡充 ○ 難病・疾病に係る啓発活動や情報発信への協力
---------------	---

【参考】

保健所の取組事項	○ 難病患者地域支援ネットワーク事業（在宅療養計画の策定、医療相談、訪問相談・指導）の着実な実施 ○ 難病対策地域協議会などによる地域課題の抽出や対応方策の検討 ○ 難病対策連携会議への参加
----------	---

(3) 災害に備えた難病患者・家族に対する支援

- ① 災害対策基本法に基づき、難病患者の情報を市町村に提供し、**市町村の個別避難計画策定等を支援**
- ② 非常用電源装置が確保されていない難病患者の状況把握及び対応等を実施
- ③ 「難病患者に対する災害に関する普及啓発リーフレット」により難病患者・家族への普及啓発を実施

市町村の取組事項	○ 難病患者（要配慮者）について、自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者を避難行動要支援者として位置付けし支援者名簿を作成 ○ 上記の難病患者のうち支援の優先度が高い者については、個別避難計画を策定
----------	---

【参考】

保健所に協力を依頼する事項	○ 難病患者（要配慮者）について、市町村に対し、自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者を避難行動要支援者として位置付け、支援の優先度が高い者については、個別避難計画を策定するよう働きかけ ○ 市町村の個別避難計画等の作成に対し、難病患者が対象者である場合、市町村の求めに応じて、情報提供や助言等を実施 ○ 難病患者貸出用の非常用電源装置が、災害時に適切に活用される体制の整備（災害時に発電機が必要な難病患者の把握、難病医療拠点病院・協力病院との連携等） ○ 災害に関する普及啓発リーフレットを活用した難病患者・家族に対する普及啓発の実施
---------------	---

5 骨髄バンクへの登録促進及び骨髄ドナーへの支援について

白血病などの血液疾患への有効な治療法の一つである「骨髄移植」の成功には、白血球の型であるHLA型の適合が条件となるが、非血縁者間での適合率は、数百から数万分の一という低い確率のため、一人でも多くの患者を救うためには、一人でも多くのドナー登録が必要である。

また、移植の条件が整ってもドナー側の経済的負担等の事情により骨髄移植に至らないケースも多いことから、適切な提供の推進を図るため、市町村が行う骨髄等提供者等に対する助成に要する経費への補助を創設し、一人でも多くの患者の骨髄提供の機会確保を図る。

(1) ドナー登録説明員の養成

献血等の会場でドナー登録等の説明を行う「ドナー登録説明員」を、県が主体となって募集し、養成を行う。

(2) ドナー休暇制度の導入促進に向けた取組

企業のドナー休暇制度への理解促進を図るため、県ホームページ等で制度導入に向けた周知や企業向けパンフレットの配布などを行う。

(3) 岩手県骨髄ドナー支援事業費補助金の創設

市町村が骨髄等移植の実施に伴い骨髄等の提供を行ったドナー及び当該ドナーが勤務する事業所に対して、骨髄等提供に要した日数に応じて助成を行った場合、助成に要した経費への補助を行うもの。(補助率 1/2)

助成対象	1 件あたり補助基準額
骨髄ドナー本人	1 日あたり 2 万円に骨髄等の提供に要した日数（上限 7 日間。）を乗じて得た金額
骨髄ドナーの勤務する事業所 （国及び地方公共団体並びに 独立行政法人を除く）	1 日あたり 1 万円に骨髄等の提供に要した日数（ただし、 当該事業所の骨髄ドナーが、ドナー休暇を取得した日数 を対象とする。上限 7 日間。）を乗じて得た金額

※ 骨髄等移植の実施 1 件につき、助成対象は、骨髄ドナー本人と骨髄ドナーの勤務する事業所のいずれか一方のみとし、骨髄ドナーが勤務する事業所にドナー休暇制度が設けられている場合には、骨髄ドナーが勤務する事業所を助成対象とする。

市町村の取組 事項	○ 骨髄バンク制度に係る普及啓発
市町村に協力を 依頼する事項	○ 骨髄ドナー等に対する助成制度の創設

【参考】

保健所の取組 事項	○ 献血並行型ドナー登録会の開催 ○ 骨髄バンク制度に係る普及啓発
--------------	--------------------------------------

6 献血の推進について

令和5年度の献血目標人数の達成率は、200mL 献血で 139.9%、400mL 献血で 100.2%。
令和6年度の目標は、全血献血で 31,414 人（前年度比±0）となっており、今年度も引き続き、献血推進計画に基づいて、目標の達成に向けて取り組むこととしている。

令和6年3月28日付けで策定した、令和6年度岩手県献血推進計画に基づき、県内医療機関が必要とする輸血用血液の確保、及び国から示されたアルブミン製剤、グロブリン製剤等の原料となる原料血漿の確保を行う。

- (1) 需要が高い高単位製剤（400mL、成分献血由来）に対応した献血者の確保（医療機関からの需要の9割以上が400mL 献血由来赤血球製剤）
- (2) 県内で使用される輸血用血液製剤の県内献血による確保（特に冬期、盛夏期に不足）
- (3) 県民の献血に対する理解と協力の確保、特に10歳代から30歳代の献血者の確保
- (4) 複数回献血者の確保

○令和6年度献血目標

区分	目標人数（前年増減）
200mL 献血	742人（157減）
400mL 献血	30,672人（157増）
成分献血	10,892人（185減）

○令和5年度献血状況（速報値）

区分	実績人数	R5計画対比
200mL 献血	1,258人	139.9%
400mL 献血	30,574人	100.2%
成分献血	12,237人	110.5%

市町村の取組事項	○ 献血の普及啓発 ・ 市町村ホームページ、広報紙等への掲載による啓発 ・ 各種イベントへの協力 〔 愛の血液助け合い運動（7月）、クリスマス献血（12月）はたちの献血キャンペーン（1月）、バレンタイン献血（2月） 〕 ○ 若年層を対象とした普及啓発 ・ 年度当初の各高校の訪問及び高校献血の協力依頼 ・ 高校献血時における、ポスターやパネル等の啓発資材を用いた啓発 ・ 献血セミナーの開催や、文化祭等でのパネル展示等の働きかけ ○ 400mL 献血の推進 ・ 市町村のホームページや広報紙等への掲載による 400mL 献血の普及啓発や、多くの機会を捉えた 400mL 献血の呼びかけ
市町村に協力を依頼する事項	○ 献血受入先の確保 血液製剤の安定供給のため、市町村での献血受入可能な事業所等に関する情報収集及び献血受入の働きかけ

【参考】

保健所の取組事項	赤十字血液センター及び市町村と連携した取組の実施 ○ 献血の普及啓発 ・ 愛の血液助け合い運動をはじめとする、各種イベントへの協力 ○ 若年層を対象とした普及啓発 ・ 年度当初の各高校の訪問及び高校献血の協力依頼 ○ 400mL 献血の推進 ・ 献血受付時等、多くの機会を捉えた 400mL 献血の呼びかけ
保健所に協力を依頼する事項	○ 献血受入先の確保 血液製剤の安定供給のため、献血受入可能な新規事業所等に関する情報収集及び献血受入の働きかけ

7 患者のための薬局ビジョンの推進について

厚生労働省が平成 27 年に示した、「患者のための薬局ビジョン」に基づく、患者本位の医薬分業の実現に向け、引き続きビジョンの定着に取り組み、「地域連携薬局」、「専門医療機関連携薬局」及び「健康サポート薬局」の普及を進める。

【患者のための薬局ビジョンの概要】

- (1) 厚生労働省は「患者のための薬局ビジョン」（平成 27 年 10 月）を取りまとめ、患者本位の医薬分業の実現に向けた**目指すべき薬局の姿**を明らかにした。
- (2) 「患者のための薬局ビジョン」では、患者本位の医薬分業の実現に向け、服薬情報の一元的・継続的把握とそれに基づく薬学的管理・指導、24 時間対応・在宅対応、医療機関等との連携など、**かかりつけ薬剤師・薬局としての基本的な機能を持った上で、地域住民による主体的な健康の保持・増進を支援する機能（健康サポート機能）持つ薬局を「健康サポート薬局」としている。**
また、令和 3 年度に施行された改正医薬品医療機器等法により、「健康サポート薬局」の届出制度に加え、他の医療提供施設と連携して、入院時や在宅医療に対応できる「**地域連携薬局**」やがん等の専門的な薬学管理に対応できる「**専門医療機関連携薬局**」の認定制度が新設された。
- (3) 「**健康サポート薬局**」の届出については、全国で 3,123 施設（令和 5 年 9 月末現在）に対し、岩手県（盛岡市を含む）（令和 5 年 9 月末現在）では 25 施設である。
- (4) 「**地域連携薬局**」の認定については、全国で 3,909 施設（令和 5 年 9 月末現在）に対し、岩手県（令和 5 年 9 月末現在）では 22 施設である。
- (5) 「**専門医療機関連携薬局**」の認定については、全国で 170 施設（令和 5 年 9 月末現在）に対し、岩手県（令和 5 年 9 月末現在）では 1 施設である。

【参考】

保健所に協力を依頼する事項等	○ 地域の薬剤師・薬局の「患者のための薬局ビジョン」実現に向けた取組の推進に対する助言・指導 ○ 地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定申請の受付 ○ 健康サポート薬局の届出の受理
----------------	--

8 医療保険制度の安定的な運営の確保・推進について

国民健康保険法の一部改正により、平成 30 年度から、県が財政運営の責任主体となり、市町村とともに国民健康保険の運営を担っている。

国保事業運営の統一的な指針である「第 3 期岩手県国民健康保険運営方針（令和 6 年～令和 11 年）」に基づき、県内市町村の保険税水準の統一に向けて課題を検討するとともに、引き続き、国保税収納率の向上、保険給付の適正実施、医療費適正化及び市町村事務の広域化・効率化の推進に取り組む。

(1) 国保制度の安定的な運営について

令和 6 年度は、令和 5 年度に策定した「第 3 期岩手県国民健康保険運営方針（R6～R11 年度）」に基づき、国保税収納率の向上、保険給付の適正実施、医療費適正化の推進に取り組むほか、国保制度の安定的な運営を図るため、以下の取組を実施していく。

① 安定的な財政運営の確保

- ・ 国民健康保険事業費納付金の収納（市町村→県）及び国民健康保険保険給付費等交付金の交付（県→市町村）
- ・ 令和 7 年度の「国民健康保険事業費納付金」及び「標準保険料率」の決定、通知（県→市町村）
- ・ 国民健康保険連携会議等における市町村等との協議、意見調整

岩手県国民健康保険連携会議 開催予定

- ① 5 月下旬（事業スケジュール、納付金等算定方針の説明等）
- ② 11 月中旬（国の仮係数に基づく納付金等算定、保険税水準の統一関係等）
- ③ 1 月上旬（国の確定係数に基づく納付金等算定、保険税水準の統一関係等）

- ・ 赤字削減・解消計画の策定・提出

対象市町村^(※)は、前年度の決算後に「赤字削減・解消計画実施状況報告書」を作成し、8 月末までに県に提出する必要がある。

※対象市町村：決算において、削減・解消すべき赤字が発生し、翌々年度に赤字の削減・解消が見込まれない市町村

② 市町村事務の広域化・効率化の推進

- ・ 市町村担当者等によるワーキンググループにおいて、具体的な取組内容を議論

③ 保険税水準の統一に向けた課題の検討

- ・ 県、市町村担当者等によるワーキンググループや国民健康保険連携会議等において検討。

市町村の 取組事項	【財政運営】 ○ 国民健康保険事業費納付金の納付（８月～３月） ○ 「国民健康保険事業費納付金」及び「標準保険料率」の決定に向けた県との協議（国民健康保険連携会議等）への参画 ○ 県が提示する「標準保険料率」を参考に、令和７年度の保険税率を決定 【保険税水準の統一】 【事務の広域化・効率化】 ○ ワーキンググループなど県との協議への参画
--------------	--

【関連通知】

- 「市町村国保における赤字解消・削減の取組について」
（平成 30 年 2 月 26 日健第 1494 号岩手県保健福祉部健康国保課総括課長通知）

(2) 国保税収納率の向上について

令和４年度の国保税（現年度分）の収納率は、95.24%となっており、令和３年度の95.67%に比較して0.43ポイント下降した。

市町村には、国民健康保険運営方針に基づき、引き続き、収納率向上に資するための取組の推進をお願いする。

県は、収納率向上への取組を特別交付金で支援するとともに、国保連合会と連携しながら、市町村の収納率向上に資するための支援を行う。

市町村の 取組事項	○ 運営方針に基づく収納対策への積極的な取組 ○ 県特別交付金の活用（収納率向上の努力分を反映） ○ 国保税納付に係る住民向け広報の実施
--------------	--

(3) 短期被保険者証及び被保険者資格証明書について

短期被保険者証及び被保険者資格証明書の交付に当たっては、納付相談の機会を確保し、きめ細かに相談に応じるなど、短期被保険者証等の交付措置の趣旨を踏まえた適切な対応が求められる。

特に、被保険者資格証明書の交付については、機械的な運用を行うことなく、滞納者個々の特別な事情の有無を適切に把握するなど、被保険者の生活実態等に即したきめ細かな対応に努める必要がある。

また、滞納の原因が経済的困窮にある場合などは、必要に応じて、生活困窮者の自立支援を担当する部署と連携した支援を行うなど、滞納者に寄り添った対応を行うようお願いする。

市町村の 取組事項	【短期被保険者証】 ○ 短期被保険者証等を活用した 相談機会の確保 又は短期被保険者証交付前の 国保税滞納を契機とした生活困窮者自立支援担当部署との連携による支援の実施 ○ 短期被保険者証が納税相談につなげるためのものである趣旨にかんがみ、留保を放置することなく被保険者との 接触を試み、できるだけ速やかに交付
	【被保険者資格証明書】 ○ 資格証明書の発行に係る 事前通知及び特別な事情の把握の徹底 ○ 医療を受ける必要が生じ、かつ、医療費の一時支払が困難である旨申し出た被保険者への 緊急的な短期被保険者証の交付

【関連通知】

- 「資格証明書に係る政府答弁書について」（平成 21 年 3 月 2 日岩手県保健福祉部医療国保課事務連絡）
- 「短期被保険者証の交付に際しての留意点について」（平成 21 年 12 月 21 日医国第 1004 号岩手県保健福祉部医療国保課総括課長通知）
- 「短期被保険者証の交付に係る岩手県事務処理標準の策定について」（令和 2 年 3 月 24 日岩手県保健福祉部健康国保課通知）

(4) 保険者努力支援制度の実施について

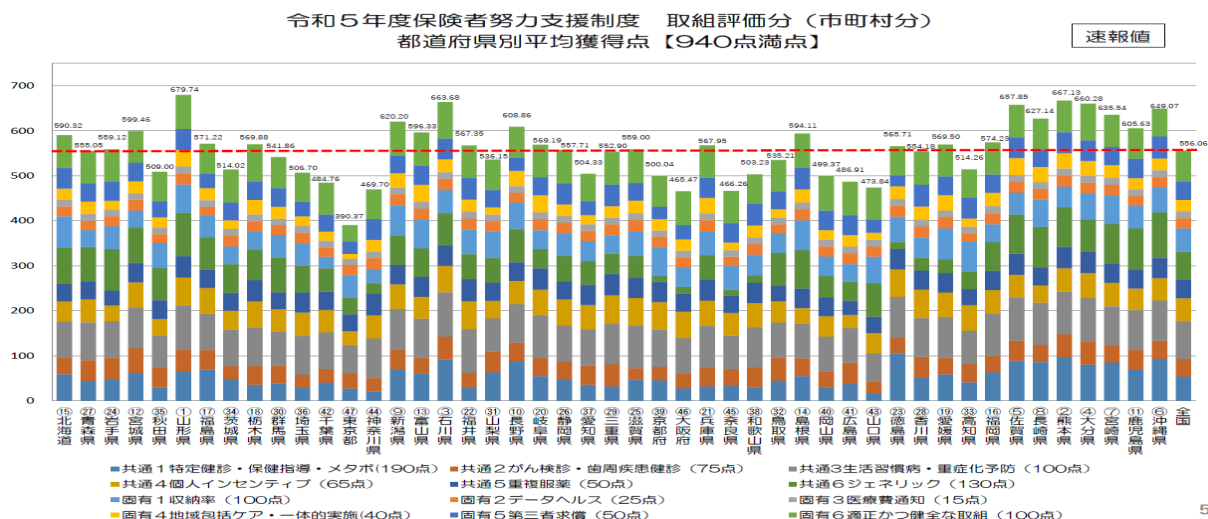
保険者に対する予防・健康づくり等の取組を促すインセンティブとして、令和 2 年度より保険者努力支援制度が抜本的に強化され、事業費分・事業費連動分が設置されたところ。

保険者努力支援制度（市町村分）の市町村平均獲得点の状況（令和 5 年度に評価を実施）は次のとおりであり、全国平均並みとなっている（全国 24 位、令和 4 年度も 24 位）。

評価項目別にみると、後発医薬品の使用促進、給付の適正化に関する取組（医療費通知）等について獲得点が高い一方、特定保健指導の受診率、個人へのインセンティブ、加入者の適正受診・適正服薬を促す取組について獲得点が高い状況にある。

市町村においては、現状の取組等について分析・評価の上、評価指標等を踏まえ、医療費適正化や地域包括ケアの推進に関する取組等を推進していただきたい。

また、県では、本年度、国の保険者努力支援交付金（事業費分）を活用した都道府県ヘルスアップ事業として、医師会、歯科医師会及び薬剤師会と連携した「多職種連携モデル事業」や、保健事業と介護予防の一体的実施事業の支援事業として「フレイル予防対策事業」等を実施する予定であるので、県事業にもご協力をいただきたい。



市町村の 取組事項	○ 保険者努力支援制度について、国の評価指標に基づく評価結果を踏まえた市町村ヘルスアップ事業の取組を推進 ○ 令和5年度の保険者努力支援制度交付見込額の算定に当たっての自己評価の実施（7～8月頃）及び前年度の実績報告の提出（9～10月頃） ○ 都道府県ヘルスアップ事業実施への協力
----------------------	--

(5) 東日本大震災津波の被災者に対する一部負担金免除措置の終了に伴う免除対象者であった者への支援について

令和3年12月末の国民健康保険及び後期高齢者医療の一部負担金免除措置の終了後、県及び市町村においては、低所得者向けの各種支援制度や相談窓口の周知等に努めてきたところである。

令和4年度の岩手県議会6月定例会において「東日本大震災被災者が必要な受診ができるよう求める請願」が採択されたこと等を受け、県では、市町村や関係機関等と連携を図りながら、これまでの取組を継続しつつ、更なる被災者支援に取り組んでいくこととしている。

免除措置終了後においても、医療を必要とする被災者が適切な医療を受けられるよう、各種取組の実施等について、ご協力をお願いする。

市町村の 取組事項	○ 被災者に対する各種支援制度や相談窓口の周知 ・ 市町村広報の活用、窓口でのリーフレットの配付等 ○ 福祉所管部署との連携 ・ 様々な課題を抱えている被災者については、福祉所管部署につなぐなど、福祉所管部署と連携した支援を実施 ○ 各種調査等への協力 ・ 県において実施する被災者の状況を把握するための各種調査への協力
----------------------	---

(6) 会計検査院指摘事項等を踏まえた補助金申請事務等の適正化について

補助金の申請等に係る事務処理については、会計実地検査等において、全国の自治体の不適正な事務処理が判明しており、毎年度、厚生労働省から、会計検査院決算検査報告による指摘事項を踏まえ、「国民健康保険関係国庫補助等に係る事務処理の適正化について(通知)」が発出されているところである。

各市町村においては、当該通知を参考に、自主点検による事務処理の適正化を図るとともに、適正な事務処理のために必要な体制の整備に努めていただくようお願いする。

市町村の 取組事項	○ 厚生労働省通知「国民健康保険関係国庫補助等に係る事務処理の適正化について(通知)」※を踏まえた補助金申請事務等に係る自主点検の実施 ※ 毎年度、年末頃に発出。通知が県に届き次第、県から各市町村に周知 ○ 適正な事務処理の確保に向けた体制の整備
----------------------	---